

○館林市きずなを結び共に育む手話言語条例

平成29年3月23日館林市条例第5号

館林市きずなを結び共に育む手話言語条例

言語は、お互いの意思疎通を図り、知識を蓄え、文化を創造する上で不可欠なものであり、人類の発展に大きく寄与してきた。

手話は、音声言語と異なる言語で、手指、体の動き及び表情を使って視覚的に表現する言語であり、ろう者は手話を言語として大切に育んできた。

しかしながら、口話法の導入により、手話を使うことは、ろう学校において事実上禁止されてきた歴史の中で、ろう者に対する誤解と偏見を生み、ろう者は多くの不安を感じながら生活をしてきた。

そのような中で、ろう者と手話に関心を持つ聞こえる者が集い、ろう者は音声言語を学び、聞こえる者は手話を学び、共に手話やろう者に対する正しい理解を社会に広げるための活動を続けてきた。

このような経緯から、近年では、障害者の権利に関する条約において、言語には手話その他の非音声言語を含むことが明記され、我が国でも障害者基本法において、言語に手話を含むと規定する改正が行われている。

館林市は、手話は言語であるとの認識に基づき、ろう者とろう者以外の者が、思いやりと助け合いの心を持って、互いにきずなを結び、手話と共に安心して暮らせる地域社会を育んでいくため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話に関する基本理念を定め、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにすることにより、市民の手話への理解及び手話の普及の促進を図り、もって全ての市民が支え合いながら安心して暮らせる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(手話の意義)

第2条 手話は、ろう者が自ら生活を営むために使用している独自の体系を持つ言語であって、豊かな人間性を涵(かん)養し、知的かつ心豊かな生活を送るための言語活動の文化的所産であると理解するものとする。

(基本理念)

第3条 ろう者及びろう者以外の者が、相互に人格及び個性を尊重し合いながら共生することを基

本として、ろう者の意思疎通を行う権利を尊重し、手話の普及を図るものとする。

(定義)

第4条 この条例において、「ろう者」とは、聴覚障がいのある者のうち手話を言語として日常生活及び社会生活を営む全てのものをいう。

(市の責務)

第5条 市は、市民の手話への理解を深め、手話の普及のために必要な施策を推進するものとする。

(県との連携)

第6条 市は、前条の責務を果たすため、県と連携するよう努めるものとする。

(市民の役割)

第7条 市民は、手話への理解を深め、市が推進する施策に協働して取り組むよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第8条 事業者は、ろう者が利用しやすいサービスを提供し、及びろう者が働きやすい環境を整備するよう努めるものとする。

(方針の策定)

第9条 市は、次に掲げる事項を総合的かつ計画的に推進するための方針を策定するものとする。

- (1) 手話への理解及び手話の普及の促進に関すること。
- (2) 手話による情報の発信及び取得に関すること。
- (3) 手話による意思疎通支援に関すること。
- (4) 手話通訳者の確保及び手話通訳環境の充実に関すること。
- (5) 手話に関する専門職の資質向上に関すること。
- (6) その他市長が必要と認める事項

2 市は、前項に規定する方針の策定に当たっては、障がい者の福祉に関する計画等との整合を図るものとする。

(手話施策推進会議)

第10条 前条に規定する方針の策定及び手話に関する施策の推進状況について検証するため、館林市手話施策推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

2 推進会議の組織及び運営に関する事項は、市長が別に定める。

(手話を学ぶ機会の確保)

第11条 市は、ろう者、手話通訳者、手話奉仕員その他手話を使用することができる者と協力して

市民が手話を学ぶ機会の確保に努めるものとする。

(学校における手話の普及)

第12条 市は、学校教育の場で、手話への理解及び手話の普及を図るために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市は、学校において児童、生徒、学生及び教職員が手話を学ぶことのできる機会を提供するよう努めるものとする。

3 学校の設置者は、学校において手話を必要とするろう者がいる場合に、必要な手話に関する支援を受けられるよう努めるものとする。

(医療機関における手話の啓発)

第13条 医療機関の開設者は、ろう者が手話を使用しやすい環境となるよう努めるものとする。

2 市は、医療機関において、ろう者が手話を使用しやすい環境となるよう手話通訳者を派遣する制度の周知その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 市は、医療機関において聴覚障がい診断及びその後の本人と家族の支援に携わる者に対し、手話への理解のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(事業者への支援)

第14条 市は、ろう者が手話を使用しやすい環境となるよう事業者が行う取組に対して、必要な支援を講ずるよう努めるものとする。

(観光旅行者その他の滞在者への対応)

第15条 市、市民及び事業者は、手話を必要とする観光旅行者その他の滞在者が快適に滞在することができるよう努めるものとする。

(災害時の対応)

第16条 市は、災害時において、ろう者に対し、情報の取得及び意思疎通の支援に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第17条 市は、手話に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(意思疎通支援の推進)

第18条 市は、手話、要約筆記その他の意思疎通支援を活用し、聴覚障がいのある者の特性に応じた円滑な意思疎通支援に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(委任)

第19条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(館林市報酬、費用及び実費弁償条例の一部改正)

2 館林市報酬、費用及び実費弁償条例（昭和31年館林市条例第5号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)